

令和8年度 山口市教育・保育利用者負担額表

階層	定義		副食費徴収免除対象・利用者負担額(月額)円																
			1号認定		2号認定・3号認定														
			幼稚園・認定こども園等		(3～5歳児)		(0～2歳児)												
			副食費	教育標準時間	副食費	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間										
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援支給受給世帯		きょうだい順に関わらず徴収免除	きょうだい順に関わらず徴収免除	幼児教育・保育の無償化により無料	幼児教育・保育の無償化により無料	幼児教育・保育の無償化により無料	幼児教育・保育の無償化により無料	第2子以降は無料										
B1	市民税非課税世帯	母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯																	
B2		その他の世帯																	
C1	市民税課税世帯(均等割のみ課税)	母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯															3,900	3,800	
C2		その他の世帯															9,000	8,800	
D1	市民税所得割額	48,600円未満								母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯								4,500	4,400
D2										その他の世帯								11,000	10,800
D3		48,600円以上 57,700円未満								母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯								4,500	4,400
D4										その他の世帯								15,000	14,800
D5		57,700円以上 77,200円未満								母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯								4,500	4,400
D6										その他の世帯								15,000	14,800
D7		77,200円以上 85,200円未満								第3子以降は徴収免除 同時入所の3人目以降は徴収免除								21,000	20,700
D8										85,200円以上 97,000円未満								24,000	23,600
D9			97,000円以上 169,000円未満								35,000	34,400							
D10			169,000円以上 211,300円未満								43,000	42,400							
D11			211,300円以上 301,000円未満								52,000	51,200							
D12			301,000円以上 397,000円未満								62,000	61,000							
D13			397,000円以上								72,000	70,800							

(1) (2)

(1) (2)

- ※1 年齢は令和8年4月1日現在になります。
 - ※2 4月分～8月分の利用者負担額は令和7年度の市民税額により決定されます。9月分～翌年3月分の利用者負担額は令和8年度の市民税額により決定されます。
 - ※3 市民税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別控除等)は適用されません。
 - ※4 税源移譲が行われた指定都市において市民税が課税されている場合、税源移譲前の旧税率で計算した市民税額を使用します。
 - ※5 こどもの父母の市民税額の合計のほか、父母の収入により同居の祖父母など父母以外の市民税額を合計する場合があります。
 - ※6 1号・2号認定の利用者負担額には給食費は含まれません。3号認定利用者負担額には給食費を含みます。
 - ※7 この利用者負担額のほか、利用する施設・事業により教材費や行事費などの実費徴収費が必要な場合があります。
 - ※8 「延長利用者負担額」及び通常保育時間内であっても保育短時間を越えて利用する場合の「短時間延長利用者負担額」は無償化の対象ではありません。
- (1) 国の軽減制度の説明です。なお、同時入所には幼稚園や企業主導型保育施設等を利用している場合も含めます。
- (2) 県及び市の軽減制度の説明です。なお、この制度は、(1)の国の軽減制度に加えて軽減を適用します。